

FILE NAME: Kubota (KUB)

DATE: 2007

DOC#: KUB001

DOCUMENT DESCRIPTION: Legal - Response to Plaintiff's
Interrogatories with Barry Castleman Notes

1 foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA responds as follows: KUBOTA
2 believes it did not subscribe to, receive, or review copies of the Asbestos Worker magazine
3 during the time period of distribution of Asbestos-Cement Pressure Pipe to the United States.

4 **INTERROGATORY NO. 66:**

5 Please state whether you subscribe to the Asbestos magazine, and list the inclusive dates
6 of your subscription.

7 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 66:**

8 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that it is compound in violation of
9 California Code of Civil Procedure section 2030(c)(5). KUBOTA further objects to this
10 interrogatory as it is not reasonably calculated to lead to the discovery of admissible evidence to
11 the extent it seeks information for any period of time other than 1962 to 1975. Subject to the
12 foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA responds as follows: KUBOTA
13 believes it did not subscribe to, receive, or review copies of the Asbestos magazine during the
14 time period of distribution of Asbestos-Cement Pressure Pipe to the United States.

15 **INTERROGATORY NO. 67:**

16 Please identify all booklets, manuals, journals, and all publications directed from you
17 prior to January 1, 1980 to customers and users of all asbestos containing products and the dates
18 said information was forwarded regarding the proper use and application of your asbestos
19 containing products.

20 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 67:**

21 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that it is compound in violation of
22 California Code of Civil Procedure section 2030(c)(5). KUBOTA also objects to the phrase
23 "directed from you" as vague and ambiguous. KUBOTA further objects to this interrogatory as
24 it is not reasonably calculated to lead to the discovery of admissible evidence to the extent it
25 seeks information for any period of time other than 1962 to 1975. Subject to the foregoing, and
26 without waiving its objections, KUBOTA responds as follows: KUBOTA is aware of a Voss-
27
28

1 Kubota catalog regarding Asbestos-Cement Pressure Pipe but does not know whether it was
2 "directed from" KUBOTA. KUBOTA is informed and believes that propounding party is in
3 possession of the aforementioned catalog.

4 **INTERROGATORY NO. 68:**

5 Please describe and identify all tests and experiments conducted by you prior to January
6 1, 1980 to determine whether or not asbestos fibers contained within your asbestos containing
7 products would become airborne upon their being applied by asbestos workers or helpers. Please
8 state the dates of all tests and experiments, the results, and conclusions of each test and/or
9 experiment.
10

11 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 68:**

12 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that it is compound in violation of
13 California Code of Civil Procedure section 2030(c)(5). KUBOTA objects to this interrogatory as
14 vague and ambiguous as to: "become airborne" and "applied by asbestos workers or helpers."
15 KUBOTA further objects to this interrogatory as it is not reasonably calculated to lead to the
16 discovery of admissible evidence to the extent it seeks information for any period of time other
17 than 1962 to 1975. Subject to the foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA
18 responds as follows: Not applicable during the time period of distribution of Asbestos-Cement
19 Pressure Pipe to the United States.

20 **INTERROGATORY NO. 69:**

21 At any time, prior to 1964, were any tests or studies conducted or sponsored by you to
22 determine:

- 23 (a) The level of dust or fiber concentrations incident to:
- 24 (i) Cutting or sawing your insulation products containing asbestos;
- 25 (ii) In placing the product on (1) pipes; (2) boilers;
- 26 (iii) Tearing down the product during repair and maintenance functions;
- 27 (iv) Mixing asbestos containing products.
- 28

1 (b) Whether long term (20 years or more) exposure to insulation products containing
2 15% asbestos or less for work periods less than 8 hours a day, both indoors and outdoors, which
3 resulted in the liberation of asbestos dust or fiber below 5 million particle per cubic foot (mppcf)
4 might cause asbestosis or expose such worker to an increased statistical risk of contracting;
5

6 (i) Bronchogenic cancer;

7 (ii) Mesothelioma (plural or peritoneal);

8 (iii) Gastrointestinal cancer.

9 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 69:**

10 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that it is compound in violation of
11 California Code of Civil Procedure section 2030(c)(5). Subject to the foregoing, and without
12 waiving its objections, KUBOTA responds as follows:

13 (a) (i) No.

14 (a) (ii) No.

15 (a) (iii) No.

16 (a) (iv) No.

17 (b) (i) No.

18 (b) (ii) No.

19 (b) (iii) No.

20 **INTERROGATORY NO. 70:**

21 State the date and the source from which you received your first notice and awareness of
22 TLV's pertaining to the concentration of airborne asbestos fibers.
23

24 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 70:**

25 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that the term "TLV's" is vague,
26 ambiguous, undefined and unintelligible in the context of this interrogatory. Subject to the
27 foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA responds as follows: Shortly before
28

1 promulgation of Japanese Ordinances on Prevention of Hazards caused by Specified Chemical
2 Substances of 1971.

3 **INTERROGATORY NO. 71:**

4 Between 1930 and 1978, did you hear from any source of an alleged association between
5 asbestos exposure and the development of cancer, asbestosis and pulmonary disease.
6

7 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 71:**

8 KUBOTA objects to this interrogatory as it is not reasonably calculated to lead to the
9 discovery of admissible evidence to the extent it seeks information for any period of time other
10 than 1962 to 1975. Subject to the foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA
11 responds as follows: Yes.

12 **INTERROGATORY NO. 72:**

13 State when your knowledge as to the alleged association between the inhalation of
14 asbestos fibers and contraction of cancer and asbestosis was first acquired, and state the source of
15 that information.

16 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 72:**

17 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that it is compound in violation of
18 California Code of Civil Procedure section 2030(c)(5). Subject to the foregoing, and without
19 waiving its objections, KUBOTA responds as follows: Through the passage of time, the
20 retirement and demise of its employees, KUBOTA is unable to completely respond to the
21 interrogatory but shortly before its enactment, KUBOTA became aware of a 1960 Japanese
22 Pneumoconiosis Act that addressed pneumoconiosis and asbestosis resulting from long term
23 exposures to asbestos at manufacturing facilities, but not lung cancer or mesothelioma.
24 KUBOTA believes it first learned of asbestos related cancer and mesothelioma hazards shortly
25 before promulgation of the 1975 Japanese Ordinance on Prevention of Hazards Caused by
26 Specified Chemical Substances.
27
28

1 **INTERROGATORY NO. 73:**

2 Do you subscribe to the United States Public Health Bulletin Service? If so, please state
3 the date when you first so subscribed to the Public Health Service Bulletin.

4 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 73:**

5 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that it is compound in violation of
6 California Code of Civil Procedure section 2030(c)(5). KUBOTA further objects to this
7 interrogatory as it is not reasonably calculated to lead to the discovery of admissible evidence to
8 the extent it seeks information for any period of time other than 1962 to 1975. Subject to the
9 foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA responds as follows: No, not currently
10 and not during the period of distribution of Asbestos-Cement Pressure Pipe to the United States.

11 **INTERROGATORY NO. 74:**

12 Please state the date when, if ever, you first notified your employees working in your
13 manufacturing plants and factories as to the need to wear and use respirators.

14 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 74:**

15 KUBOTA objects to this interrogatory as it is not reasonably calculated to lead to the
16 discovery of admissible evidence to the extent it seeks information for any period of time other
17 than 1962 to 1975. KUBOTA further objects to the word "respirators" as vague and ambiguous.
18 Subject to the foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA responds as follows:
19 Through the passage of time, the retirement and demise of its employees, and through standard
20 company destruction policies, potentially responsive documents have been destroyed, therefore,
21 KUBOTA is unable to respond to the interrogatory but believes it first notified its employees
22 working in its manufacturing plants and factories as to the need to use and wear respiratory
23 protection in 1962.

24 **INTERROGATORY NO. 75:**

25 Please state the date when you first notified asbestos workers applying your asbestos
26 insulation products as to the need to wear and use respirators.
27
28

1 RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 75:

2 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that the term "applying" as used in
3 this interrogatory is vague, ambiguous, undefined and subject to various meanings. KUBOTA
4 also objects to the word "respirators" as vague and ambiguous. KUBOTA further objects to this
5 interrogatory as it is not reasonably calculated to lead to the discovery of admissible evidence to
6 the extent it seeks information for any period of time other than 1962 to 1975. Subject to the
7 foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA responds as follows: Not applicable
8 with respect to the time period of distribution of Asbestos-Cement Pressure Pipe to the United
9 States.

10 INTERROGATORY NO. 76:

11 Have you ever published bulletins warning your employees concerning the hazards of
12 inhaling asbestos and coming into contact with your asbestos containing products? If so, describe
13 sufficiently for purposes of a notice to produce all such bulletins.

14 RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 76:

15 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that it is compound in violation of California
16 Code of Civil Procedure section 2030 (c) (5) and objectionable as to the word "bulletins" being
17 vague and ambiguous. KUBOTA further objects to this interrogatory as it is not reasonably
18 calculated to lead to the discovery of admissible evidence to the extent it seeks information for
19 any period of time other than 1962 to 1975. Subject to the foregoing, and without waiving its
20 objections, KUBOTA responds as follows: Through the passage of time, the retirement and
21 demise of its employees, KUBOTA has been unable to acquire complete information but based
22 on current information: Yes. Labor, Safety and Hygiene Monthly Report (July, 1962).
23
24
25

26 ///

27 ///

28

1 **INTERROGATORY NO. 77:**

2 Have any of your officers, agents, servants or employees ever testified before any
3 governmental body regarding the possible harmful effects of asbestos exposure? If so, please
4 state:

- 5 (a) When and where such testimony was given;
6 (b) A summary of said testimony;
7 (c) If said testimony was recorded, and if so, attach a copy to the answer to these
8 interrogatories.
9

10 **RESPONSE TO INTERROGATORY NO. 77:**

11 KUBOTA objects to this interrogatory to the extent that it contains subparts in violation
12 of California Code of Civil Procedure section 2030 (c) (5). KUBOTA objects to this
13 interrogatory as it is not reasonably calculated to lead to the discovery of admissible evidence to
14 the extent it seeks information for any period of time other than 1962 to 1975. Subject to the
15 foregoing, and without waiving its objections, KUBOTA responds as follows: No, not during
16 the time period of distribution of Asbestos-Cement Pressure Pipe to the United States.
17

18
19 Dated: November 20, 2007

WILSON, ELSER, MOSKOWITZ, EDELMAN &
DICKER LLP

20
21 By: 

22 Howard L. Halm
23 Aide C. Ontiveros
24 Attorneys for Defendant,
25 KUBOTA CORPORATION
26
27
28

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

2

3

4

f

7

8

2

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

PROOF OF SERVICE
1013a(3) CCP

STATE OF CALIFORNIA, COUNTY OF LOS ANGELES

I am employed in the County of Los Angeles, State of California. I am over the age of 18 and not a party to the within action; my business address is 555 South Flower Street, 29th Floor, Los Angeles, California 90071.

On November 20, 2007 I caused the foregoing document described as **DEFENDANT KUBOTA CORPORATION'S RESPONSES TO PLAINTIFF'S STANDARD INTERROGATORIES PROPOUNDED TO DEFENDANT KUBOTA CORPORATION, INDIVIDUALLY AND AS SUCCESSOR-IN-INTEREST TO KUBOTA IRON AND MACHINERY WORKS AND KUBOTA AMERICA** to be served on the interested parties in this action:

SEE ATTACHED SERVICE LIST

[XX] By placing **[X]** the true copy(ies) ☐ the original(s) thereof enclosed in sealed envelopes addressed as follows:

[XX] **(BY MAIL)** I caused such envelope(s) fully prepaid to be placed in the United States Mail at Los Angeles, California. I am "readily familiar" with the firm's practice of collection and processing correspondence or mailing. Under that practice it would be deposited with the U.S. postal service on that same day with postage thereon fully prepaid at Los Angeles, California in the ordinary course of business. I am aware that on motion of the party served, service is presumed invalid if postal cancellation date or postage meter date is more than one day after date of deposit for mailing in affidavit.

☐ **(BY OVERNIGHT-FEDERAL EXPRESS)** I caused said document(s) to be picked up by U.S. Federal Express Services for overnight delivery to the offices of the addressees listed on the Service List.

☐ **(BY HAND DELIVERY/PERSONAL SERVICE)** I caused said document(s) to be personally delivered by a courier/attorney service to the addressee as noted on the Service list.

[XX] **(BY FACSIMILE)** I caused said document(s) to be telephonically transmitted to each addressee's telecopier (Fax) number as noted. Said service shall be deemed personal service pursuant to the Court's Trial Setting Order dated 10/24/07.

I declare under penalty of perjury under the laws of the State of California that the above is true and correct.

Executed on November 20, 2007, at Los Angeles, California.


Karina Ramirez

PROOF OF SERVICE

562615.1

SERVICE LIST

Chris Webber v. KUBOTA CORPORATION, et al.

Case No.: BC368967

Our File No.: 00495.06826

Jeffrey A. Kaiser, Esq. Raymond D. Mueller, Esq. LEVIN SIMES KAISER & GORNICK LLP 44 Montgomery Street, 36 th Floor San Francisco, California 94104 (415) 646-7160 Telephone (415) 981-1270 Facsimile Attorneys for Plaintiff, CHRIS WEBBER	Scott Hendler, Esq. HendlerLaw 816 Congress Avenue Suite 1230 Austin, TX 78701 Tel: (512) 439-3200 Fax: (512) 439-3201 Attorneys for Plaintiff, CHRIS WEBBER
RECORD TRAK 675 South Arroyo Parkway, Suite 320 Pasadena, CA 91105 Tel: (626) 685-2878 Fax: (626) 685-2877 Email: nvento@recordtrak.com Designated Defense Counsel	Joanna MacQueen, Esq. JACKSON & WALLACE 14727 Ventura Boulevard, Suite 1210 Sherman Oaks, California 91404 Tel: (818) 379-4700 Fax: (818) 379-4702 Attorneys for Defendant, KAISER GYPSUM COMPANY, INC. Email: jmacqueen@jacksonwallace.com jstepp@jacksonwallace.com
Randall Bernard, Esq. WILSON, ELSER, MOSKOWITZ, EDELMAN & DICKER LLP 525 Market Street, 17 th Floor San Francisco, California 94105 Tel: (415) 433-0990 Fax: (415) 434-1370 Attorneys for Defendant, A.H. Voss and Kubota Corporation	



Privileged and Confidential

標準質問書に対する回答 (Response to Standard Interrogatory) の和訳

Howard L. Halm (州弁護士 No. 44498)
Aide C. Ontiveros (州弁護士 No. 169629)
WILSON, ELSER, MOSKOWITZ,
EDELMAN & DICKER LLP
Los Angeles, California
被告 KUBOTA CORPORATION 弁護士

Randall K. Bernard 殿 (州弁護士 No. 181522)
WILSON, ELSER, MOSKOWITZ,
EDELMAN & DICKER LLP
San Francisco, California
被告 KUBOTA CORPORATION 弁護士

カリフォルニア州上位裁判所
ロサンゼルス郡中央地区
CHRIS WEBBER

原告
対

A.H. VOSS その他、および氏名不詳者 1 から 300
被告

(無制限民事訴訟)

Case No.: BC 368967

訴訟提起日: 2007 年 4 月 5 日

裁判官: 第 13 部、James C Chalfant 閣下

原告の標準質問書に関する被告 KUBOTA CORPORATION の回答

トライアル日: 2007 年 2 月 13 日

要求提出当事者: 原告、CHRIS WEBBER

回答当事者: 被告、KUBOTA CORPORATION

セット No. : 1

被告 KUBOTA CORPORATION は、被告 Kubota Corporation に対する原告の標準質問書
に関して、個人としてならびに Kubota Iron and Machinery Works、Kubota America の株式譲渡
人として以下のとおり回答を提出する。

全般的な異議

回答当事者である被告 KUBOTA CORPORATION は、これらの質問書の大部分には異議があり、過度に大ざっぱではなはだしく負担となり、ならびに許容性のある証拠の開示に導くことにはなりそうになく、KUBOTA CORPORATION に適用するにはあいまいかつ不明瞭であり、カリフォルニア州民事訴訟規則の要求事項に矛盾すると主張する。したがって、KUBOTA CORPORATION は理解する限りにおいて回答した。さらに回答するに際して KUBOTA CORPORATION は、年月の経過により阻害されている。したがって当開示により完璧に回答し、当訴訟を弁護するにあたり KUBOTA CORPORATION を手助けしたであろう文書および証人、証拠はもはや存在しないかあるいは利用不可能である。当回答は、カリフォルニア州ロサンゼルス郡における訴訟目的のみに関して作成されるものである。

適用可能な程度で、ならびに以下に明白に具体化されているとおり、以下の回答は各個別の質問に対応して組み込まれる。それはすなわち、

(a) KUBOTA CORPORATION は、KUBOTA CORPORATION が所有あるいは保管、管理していない情報を原告一同が要求するという点で、全般的にこれらの質問に異議を唱える。しかしながら、KUBOTA CORPORATION はこれらの質問に回答するため情報を誠実に調査しおよび妥当な探索を実施した。これらの回答は、アスベストセメントパイプが 1962 年から 1975 年の間に合衆国に輸出された期間に存在する情報に関してのみ KUBOTA CORPORATION を代表して行われる。

(b) KUBOTA CORPORATION は、そのような質問は過度に大ざっぱではなはだしく負担となり、ならびに当訴訟の対象に関係なく、ならびに許容性のある証拠の開示に導くことにはなりそうにない情報を要求するという理由において、原告が KUBOTA CORPORATION の製品に関して主張するその製品の範囲を越えた製品および話題、争点に向けられた情報を要求するという点で全般的にこれらの質問に異議を唱える。

(c) KUBOTA CORPORATION は、弁護士・依頼者間秘匿特権および/または弁護士ワークプロダクトにより保護されている情報を要求するという点で全般的にこれらの質問に異議を唱える。

この開示に回答するに際し KUBOTA CORPORATION は、証拠として信頼性がなくあるいは許容性もない風聞およびその他の情報の形式を含む可能性のある現在利用可能な情報を提供した。KUBOTA CORPORATION はその事業運営において、数多くの異なる場所に保管した可能性のある文書、および/または場所から場所へと移動した可能性のある文書を作成した。これらの回答は、法の要求にしたがい入念な探索および妥当な照会にしたがって KUBOTA CORPORATION によって確認されたすべての回答情報を反映する。いずれかの開示によりさらに要求される場合、その開示は、法により意図されている許容される開示の範囲を越えて実施することを KUBOTA CORPORATION に要求し、ならびにそのような要求に従うことは KUBOTA CORPORATION に過度の負担を負わせるであろうから、KUBOTA CORPORATION は異議を唱える。

KUBOTA CORPORATION は、これらの質問は弁護士・依頼者間秘匿特権および/または

弁護士ワークプロダクトの原則により保護されていない情報を求めていると解釈する。KUBOTA CORPORATION は、これらの回答における情報を現在の訴訟の目的にのみ提供する。KUBOTA CORPORATION は、当情報を現在の法廷（ロサンゼルス郡における複雑なアスベスト訴訟）を越えて使用しようとすることに全面的な異議を明白に留保する。

KUBOTA CORPORATION の調査および開示は継続中である。KUBOTA CORPORATION は、同一あるいは関連する事柄に関する将来の開示に対して異議を唱える権利を留保し、これらの回答に反映された情報を提供することによりいかなる異議も撤回しない。KUBOTA CORPORATION は、実体性および関連性、特権を含む何らかの訴訟、しかしこれに限定されるものではないが、トライアルにおいて、いかなる理由があっても、全体あるいは一部のこれらいずれの回答の許容性にも異議を唱える権利を留保する。

個別に繰り返さずに、以下の各回答に含まれる前記の全般的な異議にしたがい、KUBOTA CORPORATION は以下のとおり回答する。すなわち、

質 問

質問 No.1 :

回答する被告を代表して、これらの質問に回答あるいは署名する個人の正式な名前および現在の業務上の住所、現在の自宅住所、立場あるいは肩書きを陳述してください。

質問 No.1 への回答 :

KUBOTA CORPORATION (「KUBOTA」) の Kubota Corporation 法務部の諏訪国雄であり、〒556-8601 日本的大阪市浪速区敷津東1丁目 2-47 番である。現在の住所は日本である。

質問 No.14 :

貴社はいずれかの時点で、アスベスト繊維を含む製品の処理 (processing) およびマーケティング、販売に従事したことがあるか？

質問 No.14 への回答 :

この質問で使用されている「処理 (processing)」および「マーケティング」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点から、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA はアスベストを含む製品を製造した、と回答する。

質問 No.15 :

質問 No.14 への貴社の回答が肯定的であるなら、以下を陳述してください。

- (a) 採掘され、および/または製造され、マーケティングされたそのような製品各々のトレードネームあるいは商標名。
- (b) そのような製品各々が市場 (market) に出された年月日。
- (c) そのような製品各々が市場から引き上げられた (withdrawn from the market) 年月日。
- (d) そのような製品各々の物理的な外観の説明、そのような製品に含まれるアスベストの種類（すなわち、茶石綿あるいはクリソライト、青石綿）を含むそのような製品

各々の化学成分の説明、そのような製品中のアスベストの定量的含有率の説明、そのような製品中に含まれるアスベスト以外の各化学物質の説明。

- (e) そのような製品各々の物理的な外観の説明。
- (f) そのような製品各々の意図された用途の詳細な説明。
- (g) そのような製品各々の製造業者名。
- (h) アスベスト原料を入手した採掘企業あるいは精錬企業名。

質問 No.15 への回答：

この質問は、カリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5)条に違反する下位区分を含んでいる点で、およびこの質問で使用されているような「市場 (market)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する。

- (a) KUBOTA-アスベストセメント圧力パイプ。
- (b) 日本において 1954 年 8 月。
- (c) 「市場から引き上げられた (withdrawn from the market)」という句はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、KUBOTA はこの質問の下位区分に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は合衆国市場向けのこの KUBOTA-アスベストセメント圧力パイプの系列を 1975 年に中止したと回答する。
- (d) 1957 年から 1975 年の間の化学成分：ポルトランドセメント、シリカ、アスベスト。アスベストの種類：青石綿（クロシドライト）および白石綿（クリソタイル）。アスベストの定量的含有量：約 18%。
- (e) 直径寸法：4 インチおよび 6、8 インチ、10 インチ、12 インチ。色はグレー。標識マークは商売慣行から以下の項目：(1) 寸法、(2) 等級（圧力）、(3) 商標名、(4) 起点となる国名（日本製）、(5) 製造年月日、(6) 製品識別（アスベストセメント圧力パイプ）。
- (f) 流体運搬分野向けのアスベストセメント圧力パイプ。
- (g) KUBOTA は、KUBOTA アスベストセメント圧力パイプの製造業者であった。
- (h) KUBOTA は、日本における Johns-Manville の総代理店である Tokyo Kogyo Boeki Shokai 経由で Johns-Manville から精製されたアスベスト原料を購入した。

質問 No.16：

質問 No.15 に列挙されたいずれかの製品は、最初に市場に出されて (marketed)から化学成分あるいはアスベストの種類または含有量が変わったか？

質問 No.16 への回答：

この質問で使用されている「市場に出された (marketed)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：変えていない。

質問 No.17 :

もしもそうであれば、陳述してください。

- (a) そのような製品各々のトレードネーム。
- (b) そのような製品各々が変更された年月日。
- (c) その変更の性質。
- (d) その変更理由。

質問 No.17 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでおり、それ自身においておよびそれ自身が十分かつ完全でない点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：該当せず。

質問 No.22 :

当該製品が販売された各年に関して、上記質問 No.15 において貴社によって確認されたそのような製品各々の販売 (sales) を反映する何らかの記録を所有しているか？

質問 No.22 への回答 :

この質問は合衆国における「販売」に限定されていないので、この質問で使用されている「販売 (sales)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすく、過度に大ざっぱで許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されていないという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：所有していない。

質問 No.23 :

先の質問への回答が肯定であるなら、陳述してください。

- (a) 文書提出通知あるいは文書提出申立てを目的として、原告がそのような文書を説明することが十分可能である当該記録あるいは文書の説明。
- (b) 当該文書の原文を現在保管あるいは管理する人物あるいは複数の人物の氏名および業務上の住所、電話番号、雇用主、業務上の肩書き。

質問 No.23 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでいる点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：該当せず。

質問 No.24 :

1930 年から現在まで、上記質問 No.15 で確認された製品の健康面への影響の試験 (testing of the health effects) に関する何らかの性質あるいは特徴が存在する何らかの書面上のメモあるいは仕様書 (specifications)、その他書面上の材料を所有しているか？もしもそうであれば、文書提出命令状の要求事項を満足するよう十分詳細に説明してください。

質問 No.24 への回答 :

この質問で使用されている「仕様書 (specifications)」および「健康面への影響の試験 (testing of the health effects)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすく、許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、KUBOTAはこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTAは以下のとおり回答する：いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、所有していない。

質問 No.25 :

そのような試験の結果、貴社は何らかの設計変更を行ったか？

質問 No.25 への回答 :

この質問は、許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、KUBOTAはこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTAは以下のとおり回答する：いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、行っていない。

質問 No.26 :

もしもそうであれば、陳述してください。

(a) 変更された性質および変更責任を有していた各人物の氏名、住所、業務分類。

質問 No.26 への回答 :

この質問は、許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、KUBOTAはこの質問に異議を唱える。Kubotaはさらに、この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第2030(c)(5)条に違反してそれ自身においておよびそれ自身が十分かつ完全 (SJ注: compete は complete のタイプミスと思われる) でない点において、この質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTAは以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間に関しては、該当せず。

質問 No.27 :

いずれかの時点で貴社は、上記質問 No.15 に列挙された製品の使用に起因する被害の可能性に関する何らかの警告あるいは注意、断り書き (caveats)、指示を含む何らかの性質あるいは特徴をもつ何らかの小冊子あるいは販売文書、パンフレット、その他書面での材料 (コンテナへの注意ラベルを除いて) を発行および/または配布したか？

質問 No.27 への回答 :

この質問で使用されている「断り書き (caveats)」という用語はあいまいで不明瞭であるという点で、KUBOTAはこの質問に異議を唱える。KUBOTAはさらに、用語「何らかの性質をもつ小冊子あるいは販売文書、パンフレット、その他書面での材料」および「何らかの警告あるいは注意、断り書き、指示」は過度に大ざっぱであるという点で、この質問に異議を唱える。KUBOTAはさらに、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、この質問に異議を唱える。

前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：回答側当事者はアスベスト・セメント・パイプの販売を 1975 年に中止し、その後の 32 年の間に、知識豊富で証人になり得たかも知れない人物たちは Kubota Corporation のアスベスト・セメント・パイプ部門から退職したり死亡したりしており、また標準的な社内記録廃棄政策に従って、回答になり得たかも知れない文書が既に廃棄されていますので、回答側当事者は、この質問に回答するに十分な情報と信念を持っていません。これを基にして回答は「いいえ」です。

質問 No.28 :

1930 年から現在まで、貴社により製造あるいは卸販売されたアスベスト製品は、その製品上にあるいはその梱包に何らかの警告あるいは注意、断り書き (caveats)、その他の記述 (other statements) を含んでいたか？

質問 No.28 への回答 :

この質問での「断り書き (caveats)」および「その他の記述 (other statements)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で KUBOTA はこの質問に異議を唱える。KUBOTA はさらに、「何らかの警告 (SJ 注：質問から writings は warnings のタイプミスと思われる。) あるいは注意、断り書き、その他の記述」は過度に大ざっぱであるという点で、この質問に異議を唱える。KUBOTA はさらに、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、この質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間に関しては、含んでいない。

質問 No.29 :

もしも上述のとおりであれば、陳述してください。

- (a) いつ最初に警告が出されたか？
- (b) 最初に警告が出されたときには、その正確な言い回しはどのようなものであったか？
- (c) その警告はどのような形で、部分的に変えられたかあるいは修正されたか、替えられたか？もしもそうであればどのように、またいつされたか？
- (d) その警告は製品あるいは梱包のどの場所に位置していたか？
- (e) アスベストあるいはアスベスト含有製品のその他の製造業者あるいは供給業者によって卸販売された製品上に警告が添付されているのをいつの時点で知ることになったか？
- (f) 貴社の製品が出荷される方法および小売業者に出荷されるコンテナの形式を陳述しなさい。
- (g) そのような警告、注意などを活用する前に、いずれかの産業心理学者あるいは人間工学エンジニアに相談したかどうか、陳述しなさい。

質問 No.29 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでお

りおよびそれ自身が十分かつ完全でない点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。KUBOTA はさらに、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、この質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：
いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間に関しては、該当しない。

質問 No.30 :

貴社によって製造され、および/または販売されたアスベストあるいはアスベスト含有製品への暴露の結果、いずれかの人物が被害を主張した通告を最初に受領したのはいつの時点か？

質問 No.30 への回答 :

KUBOTA は、この質問は耐えがたい負担となり酷であるという点においてこれに異議を唱える。これにしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は 1980 年 9 月 1 日と回答する。
(注目すべきは、KUBOTA は 1979 年に死亡した一人の元 KUBOTA 従業員に関連して日本政府に提出された労働者災害補償クレームを承知していることである。)

質問 No.31 :

質問 No.30 にて説明されたクレームに関して、陳述してください。

- (a) 権利主張者の氏名および住所。
- (b) そのクレームの通告年月日。
- (c) そのクレームの説明。すなわち、労働者補償、製造物賠償責任など。
- (d) 被ったと申立てられた被害の種類。
- (e) そのようなクレームを行う個人を代表する代理人の氏名および住所。
- (f) もしあるなら、そのクレームの様式および裁判所番号。
- (g) そのクレームの解決策。

質問 No.31 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでいる点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は耐えがたい負担となり酷であるという点においてこれに異議を唱える。その異議にしたがいおよび異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：

- (a) カリフォルニア州 Contra Costa 郡
Glover Allen。
- (b) 1980 年 9 月 1 日。
- (c) 製造物賠償責任。
- (d) 申立てによれば、肺がんおよび中皮腫 (mesothelioma) による死亡。
- (e) カリフォルニア州 Pleasant Hill
George W. Kilbourne 法律事務所
- (f) Contra Costa 郡、カリフォルニア州上位裁判所
No. 210083

Walnita Allen 個人および Joy Allen および Joy Allen および Glen Allen の後見人

対 Johns-Manvill, et al.

(g) 和解済み。

質問 No.32 :

本質問の原告によってなされたクレームをカバーする保険証券を所有しているか？

質問 No.32 への回答 :

KUBOTA は原告 Chris Webber によってなされたクレームに関する保険証券を所有している。

質問 No.33 :

もしもそうであるなら、貴社が補償を受けている各保険会社の名前およびその補償金額、そのような保険証券の継続期間を列挙してください。

質問 No.33 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反してそれ自身が十分かつ完全でない点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は証拠書類「A」として本回答に添付した要求情報を含む回答文書を提供する。

質問 No.34 :

貴社がアスベスト材料 (asbestos material) を販売した梱包の形式を、そのような梱包が使用された年月日およびその梱包の物理的説明、その梱包 (packages) に現れているいずれかの印刷材料あるいはトレードマークの説明を列挙して、詳細に説明してください。

質問 No.34 への回答 :

この質問での「梱包 (packages)」および「アスベスト材料 (asbestos material)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、質問はとくに、KUBOTA「アスベストセメント圧力パイプ」が、「梱包」されて販売されたという証拠にはない事実を仮定しているという点においてこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：該当せず。

質問 No.35 :

1930 年から 1978 年 1 月 1 日までの期間において、アスベスト含有製品の使用することによる危険事例に関して、貴社の労働者災害補償保険会社あるいは製造物賠償責任保険会社から何らかの報告あるいは連絡を受け取ったか？ もしもそうであるなら、当該報告を誰が所有しているのか、ならびに当該報告のある場所、当該報告の中身の内容、当該報告の各保険会社、その住所およびそのような報告に署名した代理店名のリストを陳述してください。

質問 No.35 への回答 :

質問はとくに KUBOTA が 1930 年から 1978 年 1 月 1 日までの期間において、労働者災害補償保険会社あるいは製造物賠償責任保険会社と契約していたという証拠にはない事実を仮定

しているという点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は弁護士・依頼者間秘匿特権および弁護士ワークプロダクト秘匿特権にしたがう情報を要求するという点において異議を唱える。KUBOTA はさらに、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、この質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、受け取っていない。

質問 No.36 :

1930 年以降、貴社はアスベストあるいはアスベスト材料 (asbestos material) を輸入した (imported) か？

質問 No.36 への回答 :

KUBOTA は日本に位置しているので、もしも KUBOTA が何らかのアスベストあるいはアスベスト材料を「輸入した」ならば、それは日本国内へ入ってくることであろうから、この質問で使用されており KUBOTA に適用可能な「輸入した (imported)」という用語は、許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されていない点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。KUBOTA はさらに、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、この質問に異議を唱える。最後に、この質問での「アスベスト材料 (asbestos material)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としているという点で KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：いいえ、KUBOTA は、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、アスベスト繊維原料を輸入しなかった。

質問 No.37 :

先の質問への回答が肯定的であるなら、陳述してください。

- (a) どこからアスベストあるいはアスベスト材料を輸入したか？
- (b) アスベストあるいはアスベスト材料をどのくらいの期間輸入したか？
- (c) この輸入したアスベストあるいはアスベスト材料を 1945 年以降、その他の被告いずれかに提供したかどうか、およびいつこれらの商取引が行われたか、それはどこでか？
- (d) 何らかの警告あるいは注意、断り書き、指示が上記の下位区分(c) に引用された材料には付随していたかどうか、ならびにこれらの警告あるいは注意、断り書き、指示が最初に現れた年月日は？

質問 No.37 への回答 :

KUBOTA は日本に位置しているので、もしも KUBOTA が何らかのアスベストあるいはアスベスト材料を「輸入した」ならば、それは日本国内へ入ってくることであろうから、この質問で使用されており KUBOTA に適用可能な「輸入した (imported)」という用語は、許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されていない点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。

KUBOTA はさらに、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、この質問に異議を唱える。「アスベスト材料 (asbestos material)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としているという点、およびこの質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでいる点において異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：該当せず。

質問 No.38 :

もしも貴社が、いずれかのアスベスト製品の製造および/あるいは販売を中止したなら、それに関する理由 (あるいは複数の理由) を陳述してください。

質問 No.38 への回答 :

KUBOTA は、性能がさらに良く販売が好調な代替品の新製品の開発により需要が大幅に減少したので、自社の合衆国向け「アスベストセメント圧力パイプ」の製造を 1975 年に中止した。さらに KUBOTA は、アスベストの使用を管理する 1975 年の法規の公布直前に、がんに関するアスベストに関連する危険をはじめて知り、そしてまたその知識により、KUBOTA としての「アスベストセメント圧力パイプ」の製造中止が促進された。

質問 No.39 :

その他いずれかのアスベストあるいはアスベスト含有製品の製造業者あるいは供給業者は、アスベスト暴露とがんあるいはアスベスト症の罹病との関係に関する医療知識の事情について、貴社に情報をこれまでに提供したことがあるか？

質問 No.39 への回答 :

この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでいる点において、KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間に関しては、KUBOTA は承知していない。

質問 No.40 :

先の質問への回答が肯定的であるなら、陳述してください。

- (a) どのような情報が貴社に提供されたか？
- (b) 貴社にその情報が提供された年月日。
- (c) 貴社にその情報を提供したすべての当事者の名前。

質問 No.40 への回答 :

この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでいる点において、KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異

議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間に関しては、該当せず。

質問 No.41 :

いずれかのアスベストあるいはアスベスト含有製品の製造業者あるいは供給業者は、1930 年以降にアスベスト暴露とがんあるいはアスベスト症の罹病との関係に関する医療知識の事情についての何らかの研究あるいは試験、医学調査、医学実験の結果を貴社に提供したか、あるいは貴社がいずれかのアスベストあるいはアスベスト含有製品の製造業者あるいは供給業者に、1930 年以降にアスベスト暴露とがんあるいはアスベスト症の罹病との関係に関する医療知識の事情についての何らかの研究あるいは試験、医学調査、医学実験の結果を提供したか？

質問 No.41 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでおり、および複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は、とくに KUBOTA はいかなる時点においても、この質問で述べられたような「何らかの研究あるいは試験、医学調査、医学実験の結果」を所持したことはないし、あるいは管理したこともないという証拠にはない事実を仮定しているという点において、KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点、およびこの質問は理解できないという点で KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間に関しては、提供していない。

質問 No.42 :

先の質問への回答が肯定であるなら、陳述してください。

- (a) 各々 (の件) はいつ起こったか？
- (b) 各々 (の件) には誰が関係したか？
- (c) 各々 (の件) の文書あるいは連絡内容の要約。

質問 No.42 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでおり、および複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間に関しては、該当せず。

質問 No.43 :

貴社はこれまで、アスベスト繊維を吸入することは有害である可能性があるかどうかを確認する何らかの調査あるいは研究を実施したか、あるいはそれらの何らかの調査あるいは研究に資金援助や寄付をしたか？もしもそうであるなら、陳述してください。

- (a) 研究を実施したのは誰か？正式な名称および住所を示してください。
- (b) そのような各々の試験が実施された年月日。
- (c) そのような各々の試験のすべての結果。
- (d) 貴社において、文書提出あるいは文書提出申立てに関する正式な通知が必要ではなく、アスベストおよびアスベストで製造された断熱材製品の共通した使用に関して、研究部門の報告の写しを提出するつもりがあるかどうか。そしてもしもそうであるなら、質問に対する貴社の回答に当該の写しを添付してください。

質問 No.43 への回答：

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでおり、および複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間に関しては、なし。

質問 No.44：

1930 年から現在までの貴社の最高医療責任者 (chief medical officers) の氏名ならびに住所を、その医療部門責任者の貴社での雇用期間およびその立場を列挙して陳述してください。

質問 No.44 への回答：

この質問での「最高医療責任者 (chief medical officers)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。

前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：KUBOTA は、1962 年から 1975 年のあいだに「最高医療責任者」を雇用していたかどうか、確認することができない。

質問 No.45：

会社の組織上、最高医療責任者 (chief medical officers) が報告を行う (reports) 上司の氏名、および会社内でのその人物の職名あるいは肩書きもまた知らせてください。

質問 No.45 への回答：

この質問での「最高医療責任者 (chief medical officers)」および「報告をするあるいは報告をした (reports or reported)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：不明である。

質問 No.46 :

会社の最高医療責任者の職責および責任を陳述してください。

質問 No.46 への回答 :

この質問での「最高医療責任者 (chief medical officers)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：不明である。

質問 No.47 :

1930 年から現在まで、過去の従業員あるいは現在、将来の従業員の肺疾患による苦情あるいは問題を評価あるいは診断、処置する目的で、貴社のいずれかの施設において貴社により雇用されたか、あるいは確保されたか、さもなければ契約したすべての医師の氏名ならびに住所を陳述してください。

質問 No.47 への回答 :

この質問はとくに、KUBOTA の従業員が、「肺疾患による苦情あるいは問題 (SJ 注：質問から of は or のタイプミスと思われる。)」を有していたという証拠にはない事実を仮定しているという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点で KUBOTA はさらにこの質問に異議を唱える。この質問はとくに、KUBOTA の従業員が、肺疾患による苦情あるいは問題を有していたということ、および肺疾患による苦情あるいは問題を評価あるいは診断、処置する目的で医師が雇用されたという証拠にはない事実を仮定しているという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：KUBOTA は、KUBOTA の健康管理クリニックの運営のため、1971 年から 1982 年のあいだ須賀けんろう医師（死亡）を雇用した。須賀医師は、たとえ KUBOTA の従業員に肺疾患による苦情あるいは問題があったとしても、肺疾患による苦情あるいは問題を評価あるいは診断、処置する特定の目的により KUBOTA によって雇用されたのではない。

質問 No.48 :

1930 年から 1978 年 1 月 1 日までの間、産業衛生士として役目を有していた貴社により雇用されていたすべての人物の氏名および住所を陳述してください。この質問の意図するところは、産業衛生士は、潜在的な職業上の健康被害を確認して評価するため、技術面の調査あるいは健康面の調査を実施して、それに対処する各種の方法を提案する人物であるからである。産業衛生士として貴社によって雇用された各々の人物に関して、陳述してください。

(a) そのような人物が配属された施設あるいは事務所名。

(b) その人物のあらゆる詳細な職務および責任。

質問 No.48 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第2030(c)(5)条に違反して下位区分を含んでおり、および複合している点において、KUBOTAはこの質問に異議を唱える。

この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点でKUBOTAはさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTAは以下のとおり回答する：該当せず。KUBOTAは、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、産業衛生士を雇用したりあるいは確保しなかった。

質問 No.49 :

貴社の医療責任者あるいは医師、産業衛生士はいつかの時点で、アスベストを含有する断熱材製品の製造あるいは使用に関係する人物に対するリスクあるいは危険に関して、貴社に対してこれまでに何らかの勧告および/あるいは提案をしたか？もしそうであるなら、陳述してください。

- (a) 勧告がなされた場所。
- (b) 勧告がなされた人物。
- (c) 勧告した人物。
- (d) そのような勧告の内容。

質問 No.49 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第2030(c)(5)条に違反して下位区分を含んでおり、および複合している点において、KUBOTAはこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点でKUBOTAはさらにこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTAは以下のとおり回答する：いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、提案はされていない。

質問 No.50 :

1928年から1978年1月1日までの間、貴社が購読していた業界団体の定期刊行物の名称を陳述してください。当該期間において貴社は、アスベストの潜在的な危険性に関して、業界誌およびエッセイ、メモ、その他類似の情報源に印刷された何らかの記事の知識を有していたかどうかを陳述しなさい。そしてそのような記事のどれを貴社が受領したか陳述してください。

質問 No.50 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第2030(c)(5)条に違反して下位区分を含んでおり、および複合している点において、KUBOTAはこの質問に異議を唱える。この質問での「業界団体の定期刊行物 (trade association periodicals)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、さらにKUBOTAはこの質問に異議を唱える。さらにKUBOTAは、「業界誌およびエッセイ、メモ、その他類似の情報源」は過度に大ざっぱであるという点で、この質問に異議を唱える。さらにKUBOTAは、この質問は耐えがたい負担となり酷であり、許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記

にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する（SJ 注：コピーにより同じ文が繰り返されたと思われる。）：KUBOTA は自社の図書室（its libraries）を妥当な範囲で探索を実施したが、1962 年から 1975 年の間に存在する「アスベストの潜在的な危険性に関して、業界誌およびエッセイ、メモ、その他類似の情報源に印刷された記事類」を発見できなかった。

質問 No.51：

1945 年から 1970 年のあいだで、貴社が会員であった期間において、あったとしたら、アスベスト繊維あるいはアスベスト製品への暴露およびアスベストおよび肺がんとの相互関連について調査を実施したかあるいは研究した、貴社が所属する団体あるいはグループ、企業間組織、業界組織、それらの委員会、小委員会の名称を陳述しなさい。

質問 No.51 への回答：

憶測を要求した過度に大ざっぱであり、この訴訟の主題に関連しない情報を求めるか、あるいは許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されていないという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は耐えがたい負担となり酷であり、許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、KUBOTA は、この質問に説明されたいかなる団体あるいはグループにも所属していなかった。

質問 No.52：

質問 No.51 に列挙された何らかの団体の各種委員会の会合および小委員会の会合、全体会議、取締役会の記録された議事録の写しをそのような会合の 1 年以内に受領したか？

質問 No.52 への回答：

KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、該当せず。質問 No.51 に対する KUBOTA の回答には、団体名は何も列挙されていない。

質問 No.53：

何かあったとしたら、とくにアスベスト含有製品への暴露と中皮腫アスベスト症あるいは肺がん、その他何らかの肺疾患との関係の研究に関して、貴社が 1930 年から 1978 年 1 月 1 日までの間、年間に出費した総額あるいは寄付した総額を陳述してください。

質問 No.53 への回答：

KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：

「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、ゼロである。

質問 No.54 :

もしもあったとしたら、アスベスト含有製品に従事する従業員のアスベストへの暴露と何らかの肺疾患との関係の研究を実施している何らかの独立した医療研究グループあるいは複数のグループに対して、1978年1月1日までに貴社が年間に寄付した総額を陳述してください。

質問 No.54 への回答 :

KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、ゼロである。

質問 No.55 :

上記質問 No.53 および/あるいは No.54 に対する貴社の回答において引用された研究を実施した団体あるいはグループの名称および住所を陳述してください。

質問 No.55 への回答 :

KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：該当せず。質問 No.53 および/あるいは No.54 に対しては、KUBOTA の回答の中では研究は何も引用されていない。

質問 No.56 :

貴社は1930年から1978年1月1日までの期間において、科学的 (scientific) および/あるいは医学研究に従事する部あるいは局、セクションを有していたか？もしもそうであるなら、その名称およびいつその組織が設立されたか陳述してください。

質問 No.56 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第2030(c)(5)条に違反して下位区分を含んでおり、および複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問での「科学的 (scientific)」という用語は過度に大ざっぱで、あいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、さらに KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962年から1975年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めており、および KUBOTA の「アスベストセメント圧力パイプ」に無関係な「科学的」研究に関する情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：KUBOTA は、1962年から1975年のあいだは医療部門または産業衛生部門をもっていなかった。KUBOTA は製品に関する技術研究部門および技術開発部門を有していた。

質問 No.57 :

1930 年から 1964 年の期間において、貴社あるいは貴社の医療部門、産業衛生部門が購読していた科学的あるいは医学的な定期購読物を、そのような定期購読を開始した年月日とともに陳述してください。

質問 No.57 への回答：

この質問で使用されている「科学的 (scientific)」という用語は過度に大ざっぱで、あいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問はとくに、KUBOTA は 1930 年から 1964 年の期間に医療部門あるいは産業衛生部門を有していたという、証拠にはない事実を仮定しているという点で、さらに KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は、耐えがたい負担となり酷であり、ならびにこの訴訟の主題には無関係で、許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されていない情報を求めているという理由で、さらに KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：KUBOTA は、1930 年から 1964 年の間の期間には、医療部門あるいは産業衛生部門を有していなかった。

質問 No.58：

貴社のアスベスト含有製品は、作業員が許容限界値(threshold limit values) を超えるダストの量に暴露されることを防ぐような方法で当該製品を利用する点に関して、特別な指示(special instructions) が、口頭あるいは書面で、一緒に供給されたかどうか陳述してください。もしもそうであるなら、陳述してください。

- (a) これらの指示はいつ与えられたか?
- (b) 誰によってこれらの指示は与えられたか?
- (c) その指示は口頭かあるいは書面かどうか。
- (d) その指示の詳細な内容。
- (e) もしもその指示が書面であるなら、その指示の写しを添付してください。

質問 No.58 への回答：

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでいる点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問で使用されている「特別な指示 (special instructions)」および「許容限界値 (threshold limit values)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、さらに KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問はとくに、KUBOTA の「アスベストセメント圧力パイプ」は、作業員がダストの量に暴露されるであろうという、証拠にはない事実を仮定しているという点で、さらに KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：KUBOTA が 1975 年にアスベストセメントパイプの販売を終了し、およびその後の 32 年間、潜在的に知識を持つ証人が、Kubota Corporation のアスベストセメントパイプ事業部の雇用から去ったか、あるいは死亡して、標準的な会社の記録廃棄方針によって、潜在的な回答可能な文書類が破棄され、KUBOTA にはこの質問に対して回答する十分な情報および確信が欠けており、これにもとづくと、回答ができない。さらに、元の VOSS 従業員の証言録取に

において、原告 Randall Waters は Voss/Kubota のパンフレットの写しを受領している。その中の何枚かの写真の1枚には、一人の VOSS の従業員が切断工具を使用中に保護眼鏡および手袋、顔面マスクで保護しているのが示されている。この切断工具は操作する場所では水を使用していた。この証拠は Voss と Kubota との間の口頭での話を排除はしない。したがって、これにもとづくと、そうである。

質問 No.59 :

貴社の代表者はペンシルバニア州ピッツバーグでの 1953 年 11 月の第 20 回 IHF 年次大会に誰か出席したか？もしもそうであるなら、そのような出席者各々の氏名および住所を示してください。

質問 No.59 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5)条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問で使用されている「IHF」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、さらに KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：出席していない。

質問 No.60 :

IHF から毎月発行される Industrial Hygiene Digest を 1 冊あるいは複数部数受領したか？もしもそうであるなら、そのような発行物を最初に受領した年月日を陳述しなさい。

質問 No.60 への回答 :

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5)条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問で使用されている「IHF」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすく、理解できないという点で、さらに KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：受領していない。

質問 No.61 :

貴社は、IHF の職員にこれまで以下を要求したことはあったか？

(a) いずれかの科学者あるいは医師が、アスベスト含有製品を取扱ったかあるいはその製品から暴露を受ける造船工あるいは機械工、その他におけるアスベスト症および/あるいは肺がんの症例を報告したか、あるいはアスベスト含有製品の使用における潜在的危険事例を議論しているかどうかを確認する医学資料の探索の実施。

(b) アスベスト含有製品の使用における潜在的危険事例の調査あるいは研究の実施。

(c) 英国政府によって、アスベストを含有する断熱製品の使用に対する潜在的危険事例の研究が実施されたかどうかを確認するための英国政府刊行物の調査。

(d) 「首席工場安全検査官 (Chief Inspector of Factories)」あるいはその他いずれかの英国政府機関が、アスベストを含有する断熱製品の使用に対する潜在的危険事例に関して

何らかの規則を公布したか、あるいは何らかの事実を発表したかどうかを確認するための英国政府刊行物の調査。

質問 No.61 への回答：

この質問で使用されている「IHF」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでいる点において、さらに KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：

- (a) 実施していない。
- (b) 実施していない。
- (c) 実施していない。
- (d) 実施していない。

質問 No.62：

1980 年 1 月 1 日より前のいずれかの時点で貴社は、アスベスト含有製品を取扱ったかあるいはその製品から暴露を受ける造船工あるいは機械工、その他を代表するいずれかの労働組合に対して、アスベストを含有する断熱製品の使用に対する潜在的危険事例に関して警告したか？

質問 No.62 への回答：

KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、しなかった。

質問 No.63：

先の質問への回答が肯定的であるなら、陳述してください。

- (a) その労働組合の名称。
- (b) 当該労働組合にはどのように情報を伝えたか？
- (c) 当該情報を伝えたか、あるいは警告した年月日および場所。
- (d) 当該警告の内容および性質。
- (e) 警告を受けた個人あるいは複数の個人名。

質問 No.63 への回答：

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して下位区分を含んでいる点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、該当せず。

質問 No.64：

貴社のために1930年から1978年1月1日までのあいだ、医学図書館員 (medical librarian) の立場で職務を行ったすべての人物の名前を、その人たちの現住所および電話番号、現在の社内でのポストとともに陳述しなさい。

質問 No.64 への回答：

この質問で使用されている「医学図書館員 (medical librarian)」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、いろいろな意味にとられやすいという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、KUBOTA のために医学図書館員の立場で職務を行った人物は誰もいない。

質問 No.65

貴社は、Asbestos Worker (アスベスト関連労働者) という雑誌をこれまでに定期購読したか、あるいはその雑誌を受け取ったことがあるかどうか陳述し、その雑誌を定期購読した年 (複数) あるいは受領した年 (複数) を陳述しなさい。

質問 No.65 への回答：

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、KUBOTA は Asbestos Worker という雑誌をこれまでに定期購読したりあるいは受け取ったり、その雑誌を詳しく読んだりしなかったと信じる。

質問 No.66：

貴社は、Asbestos (アスベスト) という雑誌を定期購読したか陳述してください。そして貴社の定期購読の総期間を列挙してください。

質問 No.66 への回答：

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、KUBOTA は Asbestos という雑誌をこれまでに定期購読したりあるいは受け取ったり、その雑誌を詳しく読んだりしなかったと信じる。

質問 No.67：

1980 年 1 月 1 日より前に、貴社からアスベスト含有製品の顧客およびユーザーに対して、

送られた (directed from) すべての小冊子およびマニュアル、定期刊行物、すべての刊行物類の名称、および貴社のアスベスト含有製品の適切な使用および適用に関しての情報が伝えられた年月日を明らかにしてください。

質問 No.67 への回答:

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。また KUBOTA は「貴社から送られた (directed from you)」の句はあいまいで不明瞭である点に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する: KUBOTA は、「アスベストセメント圧力パイプ」に関する Voss-Kubota のカタログを承知しているが、それが KUBOTA から「送られた (directed from)」のかどうかはわからない。KUBOTA は、要求提出当事者が前記カタログを所有していると知らされており、およびそのように考えている。

質問 No.68:

貴社のアスベスト含有製品に含まれるアスベスト繊維がアスベスト作業員あるいは補助作業員により適用される (applied by asbestos workers or helpers) 際に空中に飛散する (become airborne) であろうかどうかを確認するため、1980 年 1 月 1 日より前に貴社によって実施されたすべての試験および実験を説明してください。

質問 No.68 への回答:

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。この質問で使用されている「空中に飛散する (become airborne)」および「アスベスト作業員あるいは補助作業員により適用される (applied by asbestos workers or helpers)」という用語はあいまいで不明瞭であるという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する: 「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においては、該当せず。

質問 No.69:

1964 年より前のいずれかの時点で、貴社によって以下を確認するために何らかの試験あるいは研究が実施されたか?

- (a) 下記に付随するダスト汚染あるいは繊維汚染のレベル。
 - (i) 貴社のアスベスト含有断熱製品の切断 (cutting) あるいは鋸断 (sawing)、
 - (ii) 当該製品を (1) パイプ; (2) ボイラーの上に取り付ける (placing) 際、
 - (iii) 修理および保守の目的で当該製品を取り壊す (tearing down) 際、
 - (iv) アスベスト含有製品を混ぜる (mixing) 際、

(b)アスベストダストあるいはアスベスト繊維 5 百万粒子/ft³ (5 mppcf) 以下の遊離となる、室内および屋外双方で 1 日あたり 8 時間以下の作業時間における 15%あるいはそれ以下のアスベストを含有する断熱製品への長期間 (20 年あるいはそれ以上) の暴露は、アスベスト症の原因となるか、あるいはそのような作業員の暴露により下記を罹病するリスクを統計的に増加させる可能性があるかどうか。

(i)気管支がん、

(ii)中皮腫 (胸膜 (SJ 注: plural は pleural のタイプミスと思われる) あるいは腹膜)

(iii)胃腸がん

質問 No.69 への回答:

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5)条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する:

(a) (i) 実施せず。

(a) (ii) 実施せず。

(a) (iii) 実施せず。

(a) (iv) 実施せず。

(b) (i) 実施せず。

(b) (ii) 実施せず。

(b) (iii) 実施せず。

質問 No.70:

貴社が、空中飛散アスベストの繊維濃度に関する TLV の最初の通知を受領した年月日、および認識した年月日およびその情報源を陳述しなさい。

質問 No.70 への回答:

この質問に照らして、「TLV's」という用語はあいまいで不明瞭、漠然としており、理解できないという点で、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する: 1971 年の日本での「特定化学物質障害予防規則」公布の直前である。

質問 No.71:

1930 年から 1978 年までのあいだに、貴社は、アスベスト暴露とがんおよびアスベスト症、肺疾患の進行との関連につき主張された何らかの情報源から何か聞いたか?

質問 No.71 への回答:

KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する: はい、聞いた。

質問 No.72:

主張された、アスベスト繊維の吸入とがんおよびアスベスト症の罹病との関連に関する貴社の認識が最初にもたらされたのはいつの時点か陳述し、およびその情報源を陳述しなさい。

質問 No.72 への回答：

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：時間および当社従業員の退職、死亡の経過により、KUBOTA はこの質問に完全に回答することはできないが、1960 年の日本での「じん肺法」の制定直前に KUBOTA は製造施設における長期間のアスベストへの暴露から生じるじん肺およびアスベスト症を取扱うが、肺がんあるいは中皮腫は取扱わないその法律を承知することとなった。KUBOTA は最初にアスベストに関連するがんおよび中皮腫の危険性を 1971 年の日本での「特定化学物質障害予防規則」公布の直前に知ったと信じる。

質問 No.73：

貴社は「合衆国公衆健康ニューズレター・サービス (United States Public Health Bulletin Service)」を定期購読していますか？もしもそうであるなら、貴社が最初にこの「合衆国公衆健康ニューズ・サービス」を定期購読した年月日を陳述してください。

質問 No.73 への回答：

この質問はカリフォルニア州民事訴訟規則第 2030 (c) (5) 条に違反して複合している点において、KUBOTA はこの質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：いいえ、現在でもおよび「アスベストセメント圧力パイプ」の合衆国への卸販売期間においても、していない。

質問 No.74：

もしもこれまでにあるなら、貴社の製造プラントおよび製造工場で作業している貴社の従業員に、呼吸マスク (respirator) の装着ならびに使用の必要性を最初に通知した年月日を陳述してください。

質問 No.74 への回答：

KUBOTA は、この質問は許容性ある証拠の開示に導くよう妥当に考慮されておらず、1962 年から 1975 年以外の期間のいずれかの時点での情報を求めているという点において、質問に異議を唱える。さらに KUBOTA は「呼吸マスク (respirators)」なる単語はあいまいで不明瞭であると異議を唱える。前記にしたがいおよびその異議を撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：時間の経過および当社従業員の退職、死亡、また標準的な社内廃棄方針に従って回答になり得たかもしれない文書がすでに廃棄されている。したがって、KUBOTA はこの質問に完全に回答することはできないが、当社の製造プラントおよび製造工場で作業している当社の従業員に、呼吸上の保護具の装着ならびに使用の必要性を最初に通知したのは 1962 年であると信じる。

質問 No.75：

Privileged and Confidential

撤回せずに、KUBOTA は以下のとおり回答する：いいえ、「アスベストセメント圧力パイプ」の
合衆国への卸販売期間においてはしていない。

日付：2007 年 11 月 20 日

WILSON, ELSER, MOSKOWITZ, EDELMAN & DICKER
LLP

By: サイン

Howard L. Halm

Aide C. Ontiveros

被告代理人

KUBOTA CORPORATION

Privileged and Confidential

真実性の宣言

カリフォルニア州、ロサンゼルス郡

私は、前記の「原告の標準質問書に関する被告 KUBOTA CORPORATION の回答」セット No. 1 を読み、その内容を知っています。

私こと、「Chris Webber 対 A.H. Vosss その他、ロサンゼルス郡上位裁判所 (LASC) ケース番号 BC 368967」と題される本件訴訟の当事者である KUBOTA CORPORATION 法務部の諏訪国雄は、同社のため同社を代理して、この宣言書を作成する権限を賦与されています。私は、そのような理由によって、この宣言書を作成します。私は、前記文書で述べられた事項は真実であると伝えられ、それを信じており、それを根拠として、そのように主張します。

署名日：2007年11月20日、署名場所：大阪、日本

私は、偽証した場合にはカリフォルニア州法の下で偽証罪に問われることを承知の上で、以上が真実で正しいと宣言します。

Kunio Suwa

署名

以下の送達証明 (Proof of Service) の和訳は省略。

5. Made A-C pipe 1954 or 1957-1975
9. no health warnings
14. learned of A → Ca hazard shortly before 1975 Japan reg
- (32) 18. K does not know if they employed a chief medical officer between 1962-1975
19. K empl. doctor 1972-1981 who's now deceased
20. did not have an I.H.
24. had an eng. research + devel. dept. but not med. dept. or I.H. division through 1964
32. became aware of D's shortly before Japanese reactor 1960 Pneumonoconiosis Act
34. got Labor Safety rpt 1962 noting A. hazard